

○質問と回答

岡山市教育委員会事務局就学課

N O	質　問	回　答
1	各施設の現在の電力供給会社、契約種別及び現在の計量日を教えてください。	中国電力株式会社、高圧電力です。検針日は原則毎月1日です。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	仕様書のとおりです。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	ありません。
4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	作成日で問題ありません。
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書に記載のとおり、力率は100%としてください。
6	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札付属書(積算内訳書)の基本料金及び電力量料金の単価欄には税込みを記載します。
7	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。 A：基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B：電力量料金＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C：燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算(小数点以下切捨て)	入札説明書2-1入札書及び入札付属書及び入札付属総括表の作成方法に関する事項(5)の通りです。
8	税込総額→税抜総額にする際　円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札付属書<記載要領>注5のとおりです。切り捨ててください。
9	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。	様式1-1の1枚でよいです。
10	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
11	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
12	ダウンロード可能な請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。

NO	質問	回答
13	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	請求についての詳細は落札決定後に協議します。
14	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第2条のとおりです。
15	<紙請求書による特別対応について> ①押印必須の場合 ②押印必須又は請求担当者・責任者等の記載により押印省略可とされる場合 上記に該当する需要家様につきまして、弊社では電子請求書での対応ができません。よって特別処置として、押印した紙請求書を郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご了承いただけますでしょうか。	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
16	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	請求についての詳細は落札決定後に協議します。また、契約書（案）第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。
17	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。
18	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	落札決定後に協議します。
19	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	落札決定後に協議します。
20	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。
21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますか問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
22	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。また、第10条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議により決定します。契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。
23	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応できません。

NO	質問	回答
24	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	「30分値データ取得についての同意書」の詳細がわかりかねますので、落札決定後に協議します。
25	当該画面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	「30分値データ取得についての同意書」の詳細がわかりかねますので、落札決定後に協議します。
26	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	必要ありません。
27	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願ひいたします。	入札説明書3入札保証金に関する事項(2)①に該当する場合は、提出書類は不要です。②に該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。また提出については、(4)に記載のとおりです。契約保証金は免除です。
28	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願ひいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	入札説明書3入札保証金に関する事項(4)のとおりです。
29	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	入札説明書10契約書の作成に関する事項(2)のとおりです。
30	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	現時点では長寿命化工事の契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。
31	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	現時点では長寿命化工事の契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。
32	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	現時点では契約内容はまだ決まっていないため、詳細はお伝え出来ません。契約後、協議します。
33	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	入札説明書11(3)記載のとおり、ホームページへ掲載いたしますので個別の連絡は行いません。
34	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	請求書の写しを提出することはできませんが、落札決定後、電力切替手続きに必要な情報は提供します。
35	仕様書別紙1の供給先小・中・義務教育学校で離島の学校がございますでしょうか。	ありません。
36	岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に記載があり、指名停止等の措置を受けていない場合、入札保証金は免除されますでしょうか。 (過去3年以内に岡山市との契約がない場合) 入札保証金の免除にあたり申請や書類提出等が必要な場合はご教示いただけますでしょうか。	入札説明書3入札保証金に関する事項(2)のとおりです。過去3年間に本市と締結した実績がない場合でも、必ず入札保証金が必要というわけではありません。

N O	質　問	回　答
37	<p>旧一般電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。燃料費調整額の算定諸元を都度変更が必要な場合や旧一般電気事業者が料金改定をした場合等、必要に応じて契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。</p>	<p>契約書（案）第10条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、協議により決定します。</p>
38	<p>1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>1施設に対して複数で分担して支払いは想定しておりませんが、詳細については落札決定後協議します。</p>
39	<p>内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。</p>	<p>入札付属書&lt;記載要領&gt;注5のとおりです。</p>
40	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率 (小数点3位以下切り捨て)</li> <li>② 電力量料金 = 使用電力量 × 単価 (小数点3位以下切り捨て)</li> <li>③ 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量料金 × 単価 (小数点3位以下切り捨て)</li> <li>④ 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価 (円未満切り捨て) )</li> </ul> <p>※③④は入札時の算定に含む場合</p> <p>⑤ 月合計 = 【①、②および③の料金の合計 (円未満切り捨て)】 + ④</p> <p>税込総額 → 税抜総額に割り戻す場合</p> <p>⑥ 入札金額 = ⑤ × 100/110 (円未満切上)</p> <p>※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきたいです。</p>	<p>入札付属書&lt;記載要領&gt;注5のとおりです。</p>
41	<p>複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。</p>	<p>様式2のとおり、全施設合計の税込み金額を税抜き金額に直してください。</p>
42	<p>入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。</p> <p>含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。</p> <p>また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか</p>	<p>入札説明書2-1(6)のとおりです。</p>
43	<p>入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>入札説明書2-1(6)のとおりです。</p>

N O	質　問	回　答
44	<p>入札書と同封してよろしいでしょうか。</p> <p>同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>留め方や割り印の指定はありません。</p>
45	<p>弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。</p> <p>その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>	入札説明書4（2）のとおり、1回しか入札は行いません。
46	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	ありません。
47	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	ありません。
48	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	契約電力及び契約電力の増減については、契約書（案）第8条のとおりです。 また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（例）第22条第1項のとおり協議により決定します。
49	協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。

N O	質　問	回　答
50	<p>請求書の表記について、  <b>【線上検針(計量日1日)の場合】</b>          弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。          また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p><b>【分散検針(計量日1日以外)の場合】</b>          弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。          また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>	<p>燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条第3項のとおりです。詳細については落札決定後に協議します。</p>
51	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません）          契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。          また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。</p>
52	<p>燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり、協議により決定します。</p>
53	<p>弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>請求についての詳細は落札決定後に協議します。また、契約書（案）第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。</p>
54	<p>支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。  <b>【銀行振込の場合】</b> 検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内）  <b>【口座振替の場合】</b> 線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2~15日）と翌月27日（16~31日）にお振替</p>	<p>請求についての詳細は落札決定後に協議します。また、契約書（案）第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。</p>
55	<p>お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>支払いは振込です。</p>
56	<p>銀行振込を選択される場合は分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	<p>一括請求で構いません。</p>

N O	質　問	回　答
57	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。</p>
58	<p>契約書の締結に関して、『落札者は、契約の条文の詳細が決定した日から7日以内の日(最終日が、休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い日)に契約書を取り交わすものとする。』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため7日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。</p> <p>そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書10(2)のとおりです。既定の日数をお願いします。</p>
59	<p>入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)</p>	<p>入札保証金については入札説明書3(2)のとおりです。</p> <p>契約保証金は入札説明書1(7)のとおり免除です。</p>
60	<p>免除申請のために実績等の提出が必要な場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。</li> <li>・契約中の案件でもよろしいでしょうか。</li> <li>・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>実績等の提出は不要です。</p>
61	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。</p> <p>また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。</p>	<p>契約保証金は入札説明書1(7)のとおり免除です。</p>
62	<p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、</p> <p>弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更について協議させていただけますでしょうか。</p>	<p>契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。</p>

N O	質　問	回　答
63	<p>仮に貴社質問回答内容によってこちらで判断つかない、あるいは回答内容に関連して追加で確認・すり合わせさせていただきたいという場合もあるかと思います。</p> <p>その場合における追加問い合わせ(電話またはメール)をさせていただくことは可能でしょうか。</p>	追加での問い合わせを受け付けることはできません。
64	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めています。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	請求についての詳細は落札決定後に協議します。また、契約書（案）第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めます。
65	<p>遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されています。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	契約書（案）の内容を基本としますが、協議のうえ、条文等の詳細を決定することとします。
66	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか。	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。
67	<p>仕様書および契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p> <p>仕様書につきましても、契約書（案）に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。</p>	契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり、協議により決定します。
68	<p>仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(弊社落札後、中国エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします)</p>	お見込みのとおりです。
69	<p>入札保証金の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>もし契約書の写し等が必要な場合、契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報（ホームページ画面抜粋等）をまとめた書類での代用は可能でしょうか。</p>	入札説明書3入札保証金に関する事項（2）①に該当する場合は、提出書類は不要です。②に該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。また提出については、（4）に記載のとおりです。
70	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	原則支払いは口座振り込みですが、落札後に協議可能です。取引先銀行は中国銀行です。

N O	質　問	回　答
71	入札付属書（積算内訳書）につきまして、弊社では力率に応じた割引があります。その場合、基本料金額（D14～D25セル）には力率割引後の金額、「割引料金の積算方法」（C28セル）の欄には力率割引の計算方法を記載し、「割引料金C」（L14～L25セル）は他に割引がなければ空欄で構わないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	施設毎に単価が異なる場合、入札付属書（積算内訳書）を施設毎に作成した後、それらの合計を入札付属書総括表に入力し、入札書提出時には、入札付属書（積算内訳書）と入札付属書総括表を入札書と同封して、提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設毎に単価が異なる場合、契約書（案）第2条の契約単価の記載を施設別に変更いただくことは可能でしょうか。	落札決定後に協議します。
74	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	落札者の決定後（入札が不調となった場合は入札後）、岡山市ホームページ及び契約公報にて入札結果を公表します。公表する事項は、入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等です。「総額以外の詳細単価」は公表しません。
75	燃料費調整額について、「本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項(1)及び契約書（案）第10条のとおりとしてください。
76	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安となるケースが考えられます。  落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条のとおりとしてください。
77	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。  乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約金額は落札額のとおりとします。ただし、契約締結後の契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。